

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

保険証について

8月1日から保険証（被保険者証）が変わります！
（20年中の所得等を基礎として自己負担割合を算定します）

7月下旬頃に新しい保険証（ピンク色）を後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で送付します

現在、ご使用いただいている保険証（薄い緑色）は7月31日までの有効期限となっています。8月から必ず新しい保険証で診療を受けてください。

お知らせ

世帯全員が住民税非課税である場合、入院された場合等に自己負担額が減額される、後期高齢者医療の「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が受けられます。

該当すると思われる方は、町民福祉課にお申し出ください。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を算定し、賦課を行います。

原則7月中旬頃に保険料額及び納付方法の通知を役場から送付します

○保険料の算定

保険料額は被保険者均等割額及び所得割額の合計額となります。

{平成20年中の総所得金額等－基礎控除額（33万円）} × 所得割率（%）

平成20年度及び平成21年度の保険料率（原則、県内均一です）
被保険者均等割額・・・36,758円 所得割率・・・6.79%

○保険料の軽減措置

◆低所得世帯に属する方に対する軽減

被保険者、同一世帯の世帯主及び同一世帯に属する他の被保険者の所得の合算額の状況により、被保険者均等割額の軽減措置があり、該当の方には軽減措置を行った後の額を通知します。

【均等割9割軽減の新設】

軽減判定所得の合計額が33万円以下で、かつ世帯の被保険者全員がそれぞれ年金収入で80万円以下（その他の所得はない）の場合、均等割が9割軽減となります。

【均等割7割軽減の方】

軽減所得判定の合計額が33万円以下で、上記の均等割9割軽減にあてはまらない場合、本来は7割軽減ですが、平成21年度につきましても、追加軽減（8.5割）が検討されています。

【所得割5割軽減の継続】

平成21年度においても、所得割を算定する基準所得が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。（収入が年金のみの方の場合、153万円を超え211万円までの方が対象となります）

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減

資格取得時から2年間に亘り、被保険者均等割額を5割軽減し、所得割は賦課しません。
さらに、平成22年4月までの保険料額は、被保険者均等割額が9割軽減した額となります。

※被用者保険とは、協会けんぽ（旧政府管掌健康保険）、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

該当の方には軽減措置を行った後の保険料額を通知しますが、被用者保険の被扶養者であった方で軽減措置が行われていない場合は、お手数をおかけしますが、町民福祉課にお知らせください。

○保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方（概ね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができます場合があります。（町民福祉課にご相談ください）

○保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

◆特別徴収となる方は、保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きさせていただく額を通知します。

特別徴収の徴収月

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

特別徴収額の算定方法

$$\text{10月・12月・2月の年金天引き額} = \text{平成21年度保険料（20年中の所得を基礎）} - \text{4月・6月・8月の年金天引き額（19年中の所得を基礎とする仮徴収額）}$$

◆普通徴収となる方は、保険料額決定通知書及び納付書を送付します。

普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます

口座振替への変更については、以前は一定の要件がありましたが、平成21年4月から要件が撤廃されました。口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。（すでに変更の申請をされた方や引き続き年金天引きを希望される場合は申請の必要はありません）

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

長寿医療健康診査について

7月以降に受診券等を後期高齢者医療広域連合から送付します

- 目的 生活習慣病（糖尿病など）の早期発見のため
- 受診期間 7月から11月までの間
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 7月以降に送付する受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 住民税課税世帯の方 500円 住民税非課税世帯の方 200円

お問い合わせ先 三重県後期高齢者医療広域連合事業課 059-221-6883、6884
町民福祉課 377-5652